

平成23年度 サンビレッジ祭開催



去る平成23年6月12日（日）介護老人保健施設サンビレッジにて毎年恒例のサンビレッジ祭が開催されました。

午前の部 3階・4階に入所の皆様・ご家族様/サービスハウス本館に入居の皆様
午後の部 2階に入所の皆様・ご家族様/サービスハウスアネックスに入居の皆様
当日はあいにくの空模様でしたが、多くのご家族様にご出席頂き、職員の出し物や食事会など、盛会に終わりました。



理事長より開会の挨拶



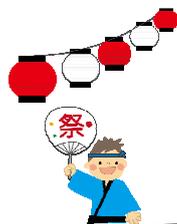
いきいき体操



♪コーラス「SV-KARA」



劇「ももたろう」



サンビレッジ AKB11



♪かっほねぶた♪



ずんどこ体操



新人紹介&まるもりダンス



施設長より閉会の挨拶

発行
東和グループ
本部
福山市坪生町
字黒坂 606
TEL.084-947-3300
FAX.084-940-2051
<http://www.toukoukai.or.jp/>

次期介護保険制度改正について 法人本部 寺田敦

平成24年4月に施行予定の介護保険法改正に向け、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会において「現行の介護保険制度をどのように改正するべきか」という議論が昨年5月末にスタートしました。同年11月末の「介護保険制度の見直しに関する意見」の公表を経て今年3月11日午前、介護保険法改正案が閣議決定されました。同日中にその改正法案が国会に提出される予定でしたが、同日午後に発生した東日本震災の影響のためずれ込み、4月初旬にようやく国会に提出され、5月末には衆議院で可決されました。その後参議院で審議され、通常国会が終了する予定の6月22日までの成立が見込まれていましたが、結局6月15日に可決、成立となりました。今後は、来年3月までかけて改正法に基づく政省令の通知が行われ、そこで詳細なルールなどが明らかになる予定です。また介護サービスの対価である

「介護報酬」（サービスごとの単価など）については3年に一度改定されることになっており、次回改定のタイミングはこれも同じく来年4月です。介護報酬については同じく社会保障審議会の介護給付費分科会において今年の2月初旬に議論がスタートし、来年1月の諮問・答申に向け、現在も議論が重ねられています。しかし財源の多くは震災復興に充当されるであろうことから、介護報酬のアップは期待できないと思われる。

一方、医療サービスの対価である「診療報酬」の改定は2年に一度で、その改定も来年4月に控えています。つまり来年4月は6年に一度の診療報酬・介護報酬の同時改定のタイミングということになります。しかし日本医師会は、被災地の医療復興を優先すべきとの理由で厚生労働大臣に同時改定の見送りを申し入れていましたが、細川厚労相は「今のところ診療報酬改定を延期することはない」と言及しており、予定どおり医療サービスと介護サービスがリンクした同時改定になると思われます。

この度の介護保険制度改正の内容を全て説明すると紙面が足りないのが省略しますが、主要なコンセプトとして「地域包括ケアシステム」という考え方が謳われています。これは、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるように、日常生活圏域(約30分以内で移動可能な範囲)で医療・介護・福祉・予防・住まい・生活支援サービスなどを一体的に提供する体制のことで、それを実現することで、住み慣れた地域・住まいで高齢者が自らサービスを選択し、尊厳ある自立した生活を送ることを目指します。

その地域包括ケアシステムの実現を支えるサービスとして、ポスト訪問介護と目され、24時間対応で自宅にいても施設並みのケアの提供を目指す「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や、地域密着型サービスと居宅サービスを組み合わせた「複合型サービス」(当面は小規模多機能型居宅介護+訪問看護の組み合わせのみ)の創設も予定されています。我々東光会は社会から何を求められているのか。この度の改正に伴いどう考え、どう動くべきなのか。慧眼を持つて見極めなければならない時が来

ていると感じており、今後慎重に検討を重ねて参りたいと思っております。



サービス付き 高齢者向け住宅制度の創設 春日事業部 大中良彦

サービスハウスは昨年の4月にアネックスがオープンして1年2ヶ月を迎え、本館及びアネックスの多くの入居者の皆様をお預かりしている責任をひしひしと感じている毎日です。

さて本年4月に改正法案が可決した「高齢者住まい法」では、居住空間だけでなく、一定のサービスを提供する高齢者住宅を整備する方針となり、これまで数多くあった高円賃、高専賃、高優賃等の制度を廃止し、サービス付き高齢者向け住宅の制度が創設されました。

登録基準の主な概要は①ハード面では原則25㎡以上の床面積(共同利用に十分な面積を有する場合は18㎡以上)、トイレ、洗面設備等の設置、バリアフリー化②入居契約時の前払家賃等の返還ルール及び保全措置による消費者保護③入居者への安全確認と生活相談サービスの提供の義務化です。

高齢者の暮らしを支えるには、介護保険制度だけではまかなえない見守りや生活相談などのソフト面でのサポート体制も欠かせないと判断によるものです。

サービスハウスは当初より、安否確認・生活相談・緊急対応などの基本サービスと契約業者による住宅内での介護保険のサービスを提供しており、制度が変わっても登録基準は満たしていると思われませんが、今後は入居者の皆様の自立を支援しながら、快適で安全な生活がお送りできるよう、居住機能と福祉機能の充実を図り、ソフト面でのサービスの一層の努力を行っていく所存です。

皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



**制度改正と
特別養護老人ホームの今後
坪生事業部 藤井大三**

現在、社会保障改革については、昨年12月の閣議決定により検討本部が設置され議論が重ねられているところだ。「社会保障改革に関する集中検討会議」のなかで、厚生労働省から医療・介護に関して提示されている内容を整理してみると、我が国の医療・介護制度は、医療・介護を担う人材が不足または偏在し、医療・介護の提供体制の機能分化、連携が不十分であり、また、雇用基盤の変化、少子高齢化や財政状況の悪化等、サービスの提供体制とそれを支える保険制度の両面に大きな課題を抱えているとし、それぞれの機能強化を行う必要性があると指摘されています。

ポイントとしては、医療提供体制の強化として、

(1) 医師確保・医師の偏在是正
(2) 病院・病床の機能分化・機能強化

- (3) 在宅医療の強化
 - (4) チーム医療の推進
 - (5) 精神保健医療の改革
- 介護サービス提供体制の強化として、
- (1) 24時間安心の在宅サービス
 - (2) 介護・重度化予防への重点化
 - (3) 介護人材の確保と資質の向上



があげられており、医療と介護の連携によって地域完結型の「地域包括ケアシステム」を構築する考えを示しています。また、高齢化による介護ニーズの増大については、「サービス付き高齢者住宅」制度を創設し、そのフォローのために「24時間対応の定期巡回・随時訪問対応サービス」を創設して小規模多機能型居宅介護、グループホーム等の地域密着型サービス主体の介護サービス提供体系を拡充する方針が示されています。ひいては全国で45万人ともいわれる特別養護老人ホームの入所待機者の解消にこのサービス付き高齢者住宅等の居住系サービスが充てられ、特別養護老人ホームは低所得者、重度要介護者に対するセーフティネットとしての役割を今までの以上に求められることになるでしょう。

一方、重度化が進む特別養護老人ホ

ームにおいて医療は必須ですが、介護職によるたんの吸引等の医療行為の取り扱いについては、現在、実質的違法性阻却として一定の要件の下で認められています。改正案では介護福祉士の職務範囲に含まれる方向で、利用者と介護職員双方にとって安心出来る仕組みの構築が目指されています。

今後、明確に施設の充実ではなく在宅偏重路線へと進むなかで、これからの特別養護老人ホームのあるべき姿として「認知症ケア・リハビリテーション・口腔ケア・看取り介護」をキーワードにより良い施設サービスの提供体制を整え、制度改正に備えたいと思います。



(編集後記)
まずは、ご協力下さいました皆さんに御礼申し上げます。ありがとうございました。これから本格的な夏がやってきます。我が家では毎年ゴーヤで緑のカーテンを作ろうと育てています。なかなか思ったほど葉が茂らないのですが、少しでも涼しくなればと思っています。今年も暑くなりそうですが、体調には十分気をうけましょね。

(東光会 本部 福井)